

岩手県告示第243号

県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示  
県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和56年岩手県告示第412号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(地方競争入札審議会)</p> <p>第15条 次の各号に掲げる県営建設工事（地方公所の長が執行するものに限る。）の設計額の区分に応じ、当該各号に定める会議（以下「地方競争入札審議会」という。）を置く。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 設計額2億5,000万円以上5億円未満 当該広域振興局の局長等（局長等に事故があるときは、広域振興局の経営企画部長等）が主宰し、経営企画部長等、農林部長（農政部及び林務部を置く広域振興局にあつては、農政部長及び林務部長）、農政部農村整備室長、農政部若しくは農林部の農林振興センター所長、農政部農村整備センター所長又は<u>農政部二戸農林振興センター農村整備室長</u>、水産部長又は水産部水産振興センター所長、土木部長又は土木部土木センター所長及び当該広域振興局等の所管区域内に所在する関係地方公所の長が出席して行う会議</p>	<p>(地方競争入札審議会)</p> <p>第15条 次の各号に掲げる県営建設工事（地方公所の長が執行するものに限る。）の設計額の区分に応じ、当該各号に定める会議（以下「地方競争入札審議会」という。）を置く。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 設計額2億5,000万円以上5億円未満 当該広域振興局の局長等（局長等に事故があるときは、広域振興局の経営企画部長等）が主宰し、経営企画部長等、農林部長（農政部及び林務部を置く広域振興局にあつては、農政部長及び林務部長）、農政部農村整備室長、農政部若しくは農林部の農林振興センター所長、農政部農村整備センター所長又は<u>農政部若しくは農林部の農林振興センター農村整備室長</u>、水産部長又は水産部水産振興センター所長、土木部長又は土木部土木センター所長及び当該広域振興局等の所管区域内に所在する関係地方公所の長が出席して行う会議</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。